

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十三号

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険税条例（昭和三十四年聖籠町条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（東日本大震災に係る居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第四十四条の第二第三項の規定の適用を受ける場合における附則第五項（附則第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第五項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特例措置法」とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。